

障害者雇用をお考えの企業の方へ ～障害者雇用の新たな発想～

視覚障害者の職業

ヘルスキーパー

障害者
雇用

ヘルスキーパーとは…

視覚に障害のあるマッサージ・はり・きゅうの国家資格保持者が企業に雇用され、従業員の方にマッサージ等の施術を行う職種です。

企業のメリット

労働安全衛生の視点で社員の健康管理に役立ちます

会社の戦力として障害者を雇用することができます

社員の疲労を取りのぞき業務の効率化・病気の予防に役立ちます



社内での施術イメージ

社員の方のこのような症状を改善します



ヘルスキーパー雇用についてのご相談・ご質問は

TEL

096-368-3147

メール

yamaoka-m@mail.bears.ed.jp

熊本県立盲学校 進路担当 山岡まで

〒862-0901 熊本市東区東町3丁目14-1

ヘルスキーパー Q&A

Q 通勤や社内の移動は一人で可能ですか？

A 一人で可能です。

訓練を受けた視覚障害者は、基本的に公共交通機関を利用して単独で通勤することができます。

職場内の移動については、職場内のレイアウトや移動の手がかりになるものがわかれば、一人で移動ができます。ただし、初めての場所についてはサポートが必要になります。

Q 視覚障害者は、まったく見えない方ばかりですか？

A 障害の状況によって、見え方はさまざまです。

視覚障害者は、まったく見えない全盲者や、少し見えるまたはうっすらと見える弱視者など見え方はさまざまです。

視力の障害以外にも、視野欠損、視野狭窄などをともなっている場合があり、視覚障害の状況は個々によって違います。

Q ヘルスキーパーをおいても利用者がいるか心配です？

A 熊本県内の雇用事例をみると、予約制により、ほとんどの時間帯で利用者がいます。

企業の従業員は、肩こりや腰痛などの症状があっても社外の病院や治療院で治療を受けることは、時間的にも困難なのが実情です。自分の会社で治療を受けることは、社員にとって大変便利なのはいうまでもありません。

Q どのような設備や場所が必要ですか？

A ベッドとシーツ・枕などの消耗品、施術スペースが必要です。

施術用ベッドとタオルやシーツ・枕などの消耗品が必要です。見え方によっては、拡大読書器（文字を大きくする支援機器）などが必要です。

Q 視覚障害者の方だけで受付から治療まで可能ですか？

A 可能です。

受付から施術まですべて一人で可能です。治療院を開業している視覚障害者の方は、すべて一人で行っています。全盲者の場合、音声が出るパソコンでカルテや予約の管理ができます。